

令和5年4月27日

## 行楽シーズン到来！ 安全にレジャーを楽しみましょう

今年のゴールデンウィークは、久しぶりに行楽地に出掛けることを予定している方も多いと思います。気候も良く、屋内外問わず身体を動かして遊ぶなど、日常とは異なる体験をする機会もあると思いますが、安全に無理せずレジャーを楽しみましょう。

この時期に特に注意してほしい、遊戯施設の利用、水辺やキャンプなど野外でのレジャーについて、事故防止のためにポイントをご紹介します。

### 1. 遊戯施設での事故

身体を思い切り動かして遊ぶような、高いアトラクション性を有する遊具や設備などが利用できる遊戯施設が近年人気です。高く跳んだり、速度が出たり、日常にはない体験ができる一方で、衝突や落下した際の衝撃は大きく、骨折などを負う事故も発生しています。

#### (1) 主な事例

##### 【事例1】トランポリン

「遊戯施設のトランポリンで遊んでいたところ、着地した際に腰部を負傷し、救急搬送。腰椎圧迫骨折。」

(事故情報データベース<sup>1</sup>、事故発生：令和4年4月)



##### 【事例2】エア遊具

「小学生の子どもが遊戯施設で空気を入れて膨らませた遊具でポンポンと飛び跳ねていて、バランスを崩し隙間に足が入ってしまい転倒。大腿骨を骨折。」

(事故情報データベース、事故発生：令和5年1月)

<sup>1</sup>「事故情報データベース」は、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるために、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと提携して運用しているデータ収集・提供システム（平成22年4月運用開始）。事実関係及び因果関係が確認されていない事例も含まれる。

### 【事例3】アスレチック遊具

「ターザンロープに右手だけでつかまっている宙吊りの状態になって、落ちた。右腕を骨折。」

(医療機関ネットワーク事業<sup>2</sup>、事故発生：平成30年5月、5歳、要入院)

### 【事例4】ゴーカート

「連休中、中学生の子どもが遊戯施設のゴーカートに乗り、カーブを曲がり切れずに壁に激突した。腿の裏を切り救急搬送された。事前に服装の注意もなく、時速60kmが出るのにシートベルトもなかった。施設からは乗車時に責任を問わないという誓約書を書かされており、事故後に安全性に問題はないと言われた。」

(事故情報データベース、事故発生：令和元年5月)

### 【事例5】立体迷路

「遊園地にて、屋外に設置された木造の立体迷路の3階の床が一部抜け落ち、利用客7名が2階に転落し、2名が骨折等の重傷、4名が打撲等の軽傷を負った。」

(事故情報データベース、事故発生：令和3年10月)

## (2) 消費者へのアドバイス

**出掛ける前の下調べと、遊ぶ際の確認を。ルールを守って無理せず遊びましょう**

- 遊戯施設のウェブサイト等で安全対策が十分に取られているか、事前に調べておきましょう。利用する施設によっては、服装等にルールがあることもあります。
- 施設スタッフによる利用者の見守りや施設の点検・整備が行われているなど、安全管理体制が整っている施設を選ぶことも大切です。
- 利用する際は施設の対象年齢や、人数制限、注意事項などをよく確認し、危険性を理解した上で、施設のルールを守って遊びましょう。特に幼い子どもの場合は、場面に応じて保護者が付き添いましょう。
- 混雑している場合は、接触・転落事故等の防止のため、無理な利用は控えましょう。
- 遊ぶ人だけでなく、観覧や順番待ちの人も、決められたエリアを守りましょう。
- 不具合や破損など危険な箇所を見つけたら、利用を控え、管理者に連絡しましょう。
- 万が一けがをしてしまった場合は、施設の管理者に事故の発生を知らせ、病院を受診するようにしてください。

---

<sup>2</sup>「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関(令和5年4月1日時点で32機関)から事故情報を収集し、事故の再発防止にいかすことを目的とした、消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業(平成22年12月運用開始)。

### (3) 参考

消費者庁「こども自身が運転するゴーカートなどの乗り物での事故に注意！—保護者と共に安全な施設等を選び、ルールを守って正しく利用しましょう—」（令和4年12月2日）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_065/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_065/index.html)

消費者庁「トランポリンパークでの事故が続いています！ — 施設の注意事項・禁止事項等をよく確認し、安全に遊ぶようにしましょう —」（令和4年4月26日）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_059/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_059/)

子ども安全メール Vol.574 商業施設のキッズスペースなどでの事故に気を付けましょう！

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20211208/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20211208/)

子ども安全メール Vol.449 アスレチック遊具で遊ぶ時には事故に注意しましょう！

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20190425/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20190425/)

## 2. 水辺での事故

自然と触れ合いながら楽しめる水辺のレジャーは、溺水事故への備えが欠かせません。海や川などの水辺での溺水事故は4、5月頃から増え始めます<sup>3</sup>。また、身近にある用水路やため池、プールなどでの事故にも注意が必要です。

### (1) 主な事例<sup>4</sup>

【事例6】川遊び中に流される

「4人家族のうち、子ども2人が川遊びをしていて、1人が流された。助けようとした親は流され死亡。子どもはライフジャケットを着用しており、近くにいた人に助けられた。親は未着用だった。」

（国土交通省、事故発生：年月不明、死亡）

---

<sup>3</sup> 令和4年度「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議資料」資料5 海上保安庁の取組 <https://www.cfa.go.jp/councils/child-safety-actions-review-meetings/2023/>、（一財）河川財団「No More 水難事故 2022」 [https://www.kasen.or.jp/Portals/0/pdf\\_mizube/suinanjiko2022.pdf](https://www.kasen.or.jp/Portals/0/pdf_mizube/suinanjiko2022.pdf)

<sup>4</sup> 事例6～9は令和4年7月20日公表資料「子どもの水の事故を防ごう！—7月25日は「世界溺水防止デー」、予防策を再確認して行動を！—」から再掲。

### 【事例7】釣り中の海中転落

「防波堤で釣り中に男児が誤って海中転落し、父親が救助のため海中に飛び込み、2名とも救助船により救助されたもの。なお、2名ともライフジャケット非着用であった。」

（海上保安庁、事故発生：平成31年4月）



### 【事例8】ウォーターアクティビティ中に漂流

「保護者と男児は、1艇のSUP<sup>5</sup>に乗艇して保護者の友人と遊走していたところ、風が強まり漂流したことから救助を要請し、捜索中の巡視艇等に救助された。なお、ライフジャケットは非着用であった。」

（海上保安庁、事故発生：令和3年10月）

### 【事例9】用水路で溺水

「用水路で子ども3人で遊んでいたところおぼれた。」

（医療機関ネットワーク事業、事故発生：令和2年6月、7歳、死亡）

## （2）消費者へのアドバイス

刻々と変化する自然が相手。起こるかもしれない危険を知り、大人も子どももライフジャケットなどの備えを十分に

- 立入禁止区域など危険な場所には絶対に近づかず、安全に管理された場所で遊ばしましょう。
- 水に入る時は子どもから目を離さずに手の届く範囲で見守りましょう。少しの間だからと子どもだけで遊ばせないでください。溺水は早急な対応が求められますが、声や音を出さずに沈むこともあると言われており、近くにいたとしても気付くことができない可能性もあります。
- 靴やライフジャケットなど場所や用途に合った用具を準備し、適切に使用できるよう着用の練習などもしておきましょう。
- 川の流は一見穏やかに見えても、地形などの影響で流れが一定ではないこともあります。事故の多くは穏やかそうな流れで起きています。また、風雨、落雷等の天候不良時や上流で雨が降っているときなど、河川等が増水するおそれが高いときには、川に近づかないようにしましょう。
- 海の状況も、日ごと、時間ごとに変化します。風の向きや波の高さ、満潮か干潮かをしっかり確かめておきましょう。河口付近、堤防沿い等の人工物付近、岩場など離岸流<sup>6</sup>が発生しやすい場所には入水しないでください。

<sup>5</sup>Stand Up Paddleboarding：海・川・湖などでサーフボードの上に立ち、パドルを用い水面を漕いで移動を楽しむ新しいマリンスポーツの一つ。<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/sup/>

<sup>6</sup>離岸流（リップカレント）とは、沖に向かって発生する強い流れのこと。

### (3) 参考

消費者庁「子どもの水の事故を防ごう!ー7月25日は「世界溺水防止デー」、予防策を再確認して行動を!ー」(令和4年7月20日)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_062/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_062/)

河川財団「水辺の安全ハンドブック」

<https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid129.html>

海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/index.html>

子ども安全メール Vol.595 水の事故に注意ー子どもだけで水に近づく危険な状況を減らして見守りを!

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20220628/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20220628/)

消費者安全調査委員会「水上設置遊具による溺水事故」

[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_018/](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/)

消費者安全調査委員会 動画「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching\\_material/movie\\_001/](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/movie_001/)

## 3. キャンプ等での事故

キャンプ等では、火を扱ったり、使い慣れない道具を使用するなど日常とは異なる体験も多く、取扱いを誤ると重いやけどや中毒事故につながる場合があります。

### (1) 主な事例

#### 【事例10】バーベキュー中に引火

「バーベキューをしていて、ガスバーナーを使用して火をつけようとしたがつかず、液体のエタノールを火に向かって撒いたところ、引火し全身に熱傷を負った。」

(医療機関ネットワーク事業、事故発生：令和4年5月、40歳代、要入院)



#### 【事例11】薪割り中に指を受傷

「キャンプで薪割り中に、ナタで誤って左人差し指を切ってしまった。」

(医療機関ネットワーク事業、事故発生：平成27年10月、10歳代、要通院)

### 【事例 12】ハンモックが破れて転落

「グランピングの宿泊施設にあったハンモックが破れて同行者が転げ落ち骨折した。」  
(事故情報データベース、事故発生：令和3年)

### 【事例 13】テント内で一酸化炭素中毒

「キャンプ中に、4畳のテント内でバーベキュー後の炭をたいて就寝した。夜中に気分が悪くなり、頭痛、ふらつき、嘔吐した。一酸化炭素中毒で、救急搬送された。」  
(医療機関ネットワーク事業、事故発生：平成31年4月、40歳代、要入院)

## (2) 消費者へのアドバイス

慣れない環境で、日常的に使わない道具を使用することを念頭に、事前の準備と安全対策を念入りに。また、火の取扱いに十分注意しましょう

- 安全管理・整備されているキャンプ場や施設を選び、テントの設営場所、火の取扱いや道具の使い方等を事前に確認しておきましょう。
- キャンプ場では危険区域に限らず周囲の状況を確認し、安全を確保した上で、ルールを守って過ごしましょう。
- テントの中などの換気が不十分な場所で、たき火やこんろ、ランタンなどを燃焼させると、一酸化炭素中毒に至るおそれがあります。必ず屋外の風通しのよい場所で使用してください。
- バーベキューでは、炭や着火剤、ガスバーナーなどの火の取扱いには十分に注意しましょう。終わった後も鉄板等が熱くなっているため、子どもなどが誤って触れないように注意しましょう。万が一、やけどをしたら、すぐに水で冷やし、医療機関を受診しましょう。
- 特に強風、大雨、雷など、天候の急変の兆しがあれば、無理に活動を続けられないようにしてください。

## (3) 参考

子ども安全メール Vol. 598 バーベキュー時の事故に注意!

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mai/20220728/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mai/20220728/)

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 「増加するキャンプ需要～初心者が守るべき注意点～」(令和3年4月28日)

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs210428.html>

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 「着火剤「1. つぎ足しでやけど」

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/2020082704.html>



このほか、例えば行楽地への移動中の、鉄道等の公共交通機関利用時や、自動車に乗車している際、またホテルや親戚宅等、日常の生活空間とは異なる滞在先でも思わぬ事故に巻き込まれないよう、以下の資料も参考にしてください。

#### 子ども安全メール

Vol. 471 電車のドアやホームドアの戸袋への引き込まれに注意しましょう！

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20191003/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20191003/)

Vol. 562 車のドアや窓に挟まれる事故に注意！

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20210818/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20210818/)

Vol. 480 帰省時の子どもの医薬品誤飲に注意！

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20191205/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20191205/)

Vol. 463 帰省先では危険箇所を確認しましょう！

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20190808/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20190808/)

Vol. 593 子どもの熱中症対策を心がけましょう！

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20220608/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20220608/)

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>